

申込要項・出展規定

●出展申込

出展を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ展示会事務局までお送りください。ただし出展物が展示会の趣旨にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。

●出展申込締切

2020年8月28日(金)

●出展料金支払

出展申込受領後請求書を発行しますので記載された期日までに出展料をお振り込みください。振り込み手数料は出展者でご負担ください。入金が確認されない場合は出展できない場合があります。

●出展申込後の取消し

出展申込後(FAX送付も含む)の申込面積の一部または全部を取消すことは原則としてご遠慮願いますが、止むを得ないと認められる場合は次の通り取消料を申し受け、出展を取消します。

・2020年8月28日(金)以降は出展料の100%

出展料金は、展示小間、セミナー枠および申込内容すべての対価となります。出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費、インターネット回線費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額出展者の負担となります。

●出展料に含まれる費用

基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
共有施設の工事費及び維持費
来場者プロモーション費
来場者サービスにかかわる費用(会場案内等の制作)
会場事務局運営・安全管理・警備費用

●出展料に含まれない費用

出展者の小間装飾費・搬入費及び運営費用
電気・ガス・水道等の設備一時幹線工事及び二次側工事と
使用料(システムパッケージ申込は別途)
臨時電話等通信回線の架設費用と通信料金
出展機器・及び対人傷害などの保険料
会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
その他、通常出展料に含まない費用とみなされるもの

●小間位置決定

出展申し込みに応じて主催者で配置を決定し、小間割図を作成し、各社に通知します。

●出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者又は出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換する場合は展示会事務局の許可を得てから行ってください。

●補償

出展者及びその代理者が他の小間、展示会事務局運営設備、又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。

●保険

出展者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めいたします。

●出展物の搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場への設営工事期間等については、後日ご案内致します。期間中は展示会事務局の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や小間内の保守及び清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用及び危険負担で展示会事務局が撤去します。

●展示会の運営と免責

展示会事務局は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行います。又、この出展規定に記載のない事項について、新たに決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が[出展規則]ならびに展示規則、その他出展者がマニュアル上で規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料等は返却しません。展示会事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。

●展示会の延期・中止

- (1) 天災地変、疫病(感染症の広範囲にわたる流行及び本展示会の会場周辺での地域的な流行を含む)、社会インフラ(電力、通信、交通機関を含む)の重大な障害、テロ、公権力の行使その他不可抗力により本展示会開催が困難と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期又は中止(取りやめ、開催期間中の一時的な中止を含む。本条において以下同じ)を決定できるものとします。
- (2) 主催者は、前項に基づき本展示会の開催を延期又は中止した場合、それに伴って出展社に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。但し、本展示会を事前に中止した場合は、中止決定日までに要した諸経費等(中止決定日までに支払い義務が生じた経費を含む)を出展料金から差し引いた金額を出展小間数で按分し出展社に返金します。なお、主催者が出展社に対して出展料金を返金するのは本条に明確に規定されているもののみです。
- (3) 主催者が第1項に基づき本展示会の開催を延期する場合、出展社の支払った出展料金は、当該延期された展示会への出展料金に充当するものとします。但し、本展示会が大幅に延期されることにより、出展社の営業活動上、本展示会へ出展する意義に重大な影響があることを出展社が主催者に通知し、主催者がそれを認めた場合、出展社は、出展契約を解除することができるものとします。その場合、主催者は、本条第2項に準じて出展料金の返却を行うものとします。
- (4) 主催者は、本展示会が中止又は延期された場合であっても、出展社に対し、本条第2項及び第3項に定められた返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。
- (5) 本展示会が主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合、主催者は、出展料金を全額出展社に返金します。この場合、出展社は主催者に対して、本展示会中止によって生ずる一切の損害賠償請求を行わないものとします。
- (6) 本展示会が主催者の責に帰すべき事由により延期となった場合、出展社は出展契約を解除することができます。この場合、出展料金は全額返金しますが、本展示会延期によって出展社に損害が生じても、主催者に対して損害賠償請求を行わないものとします。
- (7) 本条第1項に定めるほか、出展者、来場者、主催者等(本展示会の運営に関係する者を含む)の生命・健康・財産に被害が及ぶおそれのある事態が生じた場合、主催者は主催者の判断により、本展示会の延期又は中止を決定できるものとします。その場合、主催者は本条の規定を適用することがきるものとします。

●契約の解除

主催者は出展申込者が次のいづれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。
・出展料の全部または一部を支払わない場合。
・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。

●出展規定と展示規則の承認

すべての出展者あるいは代理者はこの[出展規定]及び展示会事務局が制定する展示規則を承認したものとします。

■ お申し込み・お問い合わせ ■
表面記載の事務局までご連絡ください